

事 務 連 絡  
平成 27 年 1 月 7 日

各都道府県薬務衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局  
監視指導・麻薬対策課

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 76 条の 6 の 2 第 1 項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品」の公布について

近年におけるいわゆる危険ドラッグの濫用の状況に鑑み、危険ドラッグによる保健衛生上の危害の発生の防止等を図るため、平成 26 年 12 月 17 日に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 122 号。以下「改正法」という。）が施行されたところです。

今般、改正法の施行後に立入検査を実施した店舗で発見された指定薬物等である疑いがある物品のうち、その生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品（以下「告示禁止物品」という。）について、平成 26 年 12 月 26 日に 25 物品を告示<sup>※1</sup>し、厚生労働省 HP<sup>※2</sup>でも公表いたしました。これにより、何人も、告示禁止物品と名称、形状、包装からみて同一のものと認められる物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告することが禁止されることとなります。

つきましては、貴管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

なお、「危険ドラッグを販売等する店舗等に係る処分基準について」（平成 26 年 12 月 10 日付け薬食発 1210 第 5 号厚生労働省医薬食品局長通知）において、告示禁止物品を発見した際には、原則として優先的に検査命令・販売等停止命令による取締りを行うべき旨を各地方厚生局長宛てに通知しておりますが、検査命令を実施することが困難である事情がある場合には、第 76 条の 7 の 2 第 2 項の中止命令の実施を検討いただくよう、お願いいたします。

(※1)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品  
(平成 26 年厚生労働省告示第 509 号)

(※2)

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iyakuhin/yakubutu\\_ranyou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubutu_ranyou/index.html)



○厚生労働省告示第五百九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第七十六条の六の二第三項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百四十九条の六の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品

（物品の名称及び形状）

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品の名称及び形状は、次のとおりとする。

番号	名称	形状
一	Chemical Ice Acid	植物片

二	Deep SEX NEW Edition	液体
三	DO AGNI (販売名がアグニ グリーンであるものを含む。)	植物片
四	EARTH SHAKER	植物片
五	EK AGNI (販売名がアグニ エクストラであるものを含む。)	植物片
六	Eve	植物片
七	Eve+	植物片
八	FEE LING Flesh	植物片
九	Flash Blue	粉末
十	Gloria	植物片
十一	GREEN DRAGON	植物片
十二	ICE CREAM Paradise	植物片
十三	ICE CREAM SPiRAL	植物片
十四	Machine Head	粉末
十五	MAGIC USER	植物片
十六	Mimosa AROMA LIQUID (販売名がミモザであるものを含む。)	液体

十七	M i m o s a P O W D E R (販売名がミモザであるものを含む。)	粉末
十八	M i r a n d a	液体
十九	O l i v i a	植物片
二十	O r i g i n a l S p i c e D i a m o n d	粉末
二十一	S o l a r	植物片
二十二	S o l i d 16 (販売名がGT Lemon Haze Solidであるものを含む。)	粉末
二十三	S o l i d 16 (販売名がGT Rush Solidであるものを含む。)	粉末
二十四	S t a c e y	植物片
二十五	U L T I M A T E M E G A R a d i o S t a r (販売名がMEGA Radio Starであるものを含む。)	粉末

(物品の包装)

2 前項の表に掲げる物品の包装は、それぞれ、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課に備えて置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページにより公表する。)